

令和2年度第1回玉名市都市計画審議会 議事録

(1) 審議会概要

日時	令和2年7月29日(水)午後2時00分～4時00分		
場所	玉名市役所 4階 第2委員会室		
出席者	玉名市長	藏原 隆浩	
	審議会委員	熊本県立大学教授	柴田 祐
		九州看護福祉大学准教授	中野 聡太
		熊本県建築士会あらたま支部支部長	伊東 和也
		玉名市農業委員会会長	永田 知博
		玉名商工会議所 副会頭	山田 邦男
		玉名市議会議員	吉田 憲司
		玉名市議会議員	松本 憲二
		玉名市議会議員	前田 正治
		玉名市議会議員	作本 幸男
		玉名市議会議員	田畑 久吉
		玉名警察署交通課長	橋本 和明
		熊本県県北広域本部玉名地域振興局長	村上 徹
		市の住民(玉名市区長会協議会会長)	田中 建昇
	市の住民	高垣 裕子	
	事務局等	建設部長	片山 敬治
		建設部 都市整備課課長	中尾 賢治
		建設部 都市整備課審議員	金棒 利彦
		建設部 都市整備課課長補佐兼都市整備係長	中川 英昭
		建設部 都市整備課課長補佐兼新玉名駅周辺整備推進係長	廣川 幸喜
		建設部 都市整備課課長補佐兼まちづくり推進係長	森田 文子
		建設部 都市整備課技術主任	羽山 徳晃
		建設部 都市整備課技術主任	安田 信洋
建設部 都市整備課主任		木原 真吾	
建設部 都市整備課主事		田上 和佐	
玉野総合コンサルタント(株)			
昭和(株)			
随行	県北広域本部玉名市地域振興局	増村 壽一	
欠席者	市の住民	堀 薫	

会次第	1	開 会
	2	委嘱状交付
	3	市長挨拶
	4	会長選任
	5	会長挨拶
	6	議 題 議第1号 玉名都市計画道路の変更の件 追加議題 玉名市都市計画審議会における書面議決について
	7	報 告 玉名市立地適正化計画について
	8	閉 会

結 果	議題		結果
	議第1号	玉名都市計画道路の変更の件	可決
	追加議題	玉名市都市計画審議会における書面議決について	可決

(2) 議事録

司 会

定刻になりましたので、只今より玉名市都市計画審議会を開会します。

本日は、お忙しい中にお集まりいただき誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルスにつきましては、県内での感染が広まり、また、市内での感染も確認されている中で、大変ご心配のことと思います。

本日の都市計画審議会の開催につきましては、都市計画道路廃止について審議を予定しておりますので、都市計画法第19条第1項に基づく市町村の都市計画決定における法的必要性を有しており、また、委員委嘱も済んでおらず、書面決議等の代替手段もないため、審議会の開催の必要性が高いものと判断いたしました。

開催にあたりましては、検温等にもご協力いただいたとおり、感染予防対策を十分図ったうえで、できるだけ短時間で終了できるよう進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

改めまして、本日、司会を務めます都市整備課の森田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、委員の皆様に対し、藏原玉名市長より委嘱状の交付を行います。

(委嘱状の交付)

司 会

ありがとうございました。

その他の委員の皆様におかれましては、事前に机の上に委嘱状を配布させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

委員の皆様のご紹介につきましては、お手元に配布しております「都市計画審議会委員名簿」をもちましてご紹介に代えさせていただきたいと思っております。

なお、本日は、掘薫委員よりご欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、藏原市長よりご挨拶申し上げます。

市 長

(市長挨拶)

司 会

ここで藏原市長におきましては、公務のため退席いたしますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長退席)

司 会

改めまして、委員の皆様よろしくお願ひします。

本日は14名の委員の方にご出席いただいております、委員の1/2以上の出席があることから、玉名市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは資料の確認をさせていただきます。事前にお配りしております資料になりますが、

- 1 会次第 1枚
- 2 委員名簿・事務局等名簿 (A4両面) 1枚
- 3 玉名市都市計画審議会条例 (A4両面) 1枚
- 4 説明資料「玉名市の都市計画について」 (A3) 1枚
- 5 令和2年度 第1回 玉名市都市計画審議会議案集 1冊
- 6 報告資料「玉名市立地適正化計画について」 1部

資料としましては、以上6点です。不足がございましたら、お申し付けください。

よろしいでしょうか。

続きまして、会次第4「会長選任」に移ります。

会長選任につきましては、玉名市都市計画審議会条例第6条第1項に基づき、選任することとなっておりますが、自薦・他薦を問いませんので、どなたかご意見はございませんか。特にご意見がないようであれば、事務局案としまして、熊本県立大学教授の柴田委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

委員 「意義なし」

司会 ありがとうございます。それでは、柴田委員に会長をお願いいたします。委員の皆様、よろしければ拍手をもってご承認をお願いいたします。

委員 (拍手)

司会 さっそくですが、会長に就任されました柴田会長にご挨拶をお願いいたします。

会長 改めましてこんにちは。熊本県立大学の柴田と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。玉名市では、景観審議会の委員をさせていただいております。

そういったこれまでの玉名市での経験を活かしながら、一方で都市計画に関しましては、過疎、人口減少、高齢化等の問題、今日の議題となるような道路等「都市構造を変える」という問題も出てきますし、また、旧市街地をどのように維持していくのか、支えていくのかという問題もあります。

玉名市といえば、たとえば新幹線駅をどうするのかというのもあるだろうと思いますし、新型コロナウイルスだとか、今回の災害をどのように調整していくのかというのも大きな課題だと思います。

審議会で議論できる中身というのは、限られてしまいますけれども、こういった大きな背景の下に皆さんと議論できればと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

司会 ありがとうございます。

それでは、議題に入りたいと思いますが、その前に、今回初めて都市計画審議会委員となられた方もいらっしゃると思いますので、簡単に都市計画並びに都市計画審議会について説明させていただきます。説明資料「玉名市の都市計画について」(A3)をご覧ください。

事務局 左側の方に「都市計画とは」としておりますけれども、高度経済成長に伴う都市化の中で様々な都市問題が発生し、昭和44年に新しい都市計画法が施行されました。

この法律には、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画に関し必要な事項が定められております。都市計画は、農業との健全な調和を図りつつ、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られることを基本理念として、主に「土地利用計画に関すること」「都市施設に関すること」「市街地開発事業に関すること」が謳われております。

中段の図をご覧ください。国土利用計画、土地利用基本計画と記載しておりますが、国土には、都市地域とか農業地域とか様々な地域があります。その中でも都市地域について、都市計画法によって都市計画区域というのが定められておりまして、それについて様々な計画が位置付けられております。

主に県が策定しております区域マスタープラン、市が策定しております市町村マスタープランに基づき、土地利用・都市施設・市街地開発事業等が定められております。

今回議題として挙がっております「都市計画道路の廃止」につきましては、都市施設の中の「道路」に関する議案でございます。

先ほど説明しました市町村マスタープランは、玉名市では、合併後の玉名市として平成26年3月に策定いたしました。

最後に、都市計画審議会について、一番下の方の図の流れで都市計画が決定がされていくのですが、都市計画審議会は、都市計画法に定められている法定附属機関です。都市計画は都市の将来像を決めるものであり、かつ、土地等の関係者の権利や利害をはじめ、市民生活に大きな影響を及ぼします。そのため、都市計画を決定する前に、第三者からなる都市計画審議会の議を経て、都市計画を定めるものとなっております。

今回の議案につきましても、各専門分野及び市民生活の視点から、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

右の方になりますけれども、こちらは、現在玉名市で都市決定しているものを記載しております。玉名市の都市計画については、合併前の旧玉名市（玉名都市計画区域）、それと当時、長洲都市計画区域に位置付けられていました旧岱明町が都市計画区域になります。

平成24年3月に新市としての都市計画区域の決定をしましたが、三ツ川地区、横島地区、天水地区につきましては、都市計画区域外のままとなっております。

これ以降につきましては、現在、玉名市で都市決定されているものを記載しておりますので、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、都市計画及び都市計画審議会について説明を終わらせていただきます。

司 会 それでは、会次第6「議題」に入りたいと思います。この後の議題進行につきましては、柴田会長にお願いしたいと思います。

会 長 それでは、議第1号「玉名都市計画道路の変更の件」について、事務局より説明をお願いし、その後審議を行いたいと思います。

事務局 都市整備課の羽山と申します。私からは、都市計画道路の見直しなどについて説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

資料は、目の前にあるスクリーン「都市計画道路大野下駅鍋線の廃止について」をご覧ください。お手元の資料が、前のスクリーンにも表示されておりますので、どちらでも結構です。表紙をめくっていただきまして、目次となります項目について、1から順に、はじめに都市計画道路とは何かということについて、次に今回の見直しに至った経緯やその必要性について、続いて見直しの具体的内容を、最後に変更手続きの流れ、以上の4点についてご説明したいと思います。

まず始めに都市計画道路というものについてお話しいたします。

都市計画道路とは、都市計画法に基づき、あらかじめ位置・ルート・幅員などが決められた都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のことを言います。路線については、まちの将来像を実現し、市民の皆様の利便性の向上と良好な住環境を確保するために、長期的な視野に立ったうえで決めております。この取り決めを「都市計画決定」といいます。

また、火災や地震の災害時には、避難路としての役割や、延焼を食い止める防火帯の役割を持っております。

都市計画決定を行う意義については、4つほどございます。1つ目は、都市計画の理念に基づいて、都市の将来像を実現するのに必要な設備の区域や内容を示すこと。当市では、用途地域や高瀬南部地区の建築制限といった地区計画、都市施設は道路の他に公園や下水道、ゴミ処理場、市場といったものが当てはまります。

2つ目は、土地利用や他の都市施設の計画と整合し、都市計画としての総合性・一体性を確保すること。

3つ目は、長期的な視野に立って都市施設を整備するために、都市計画区域内で行われる建築行為などを制限すること。今回の、都市計画道路の計画区域内では、鉄筋コンクリート

造や地上3階建てもしくは地階を有する建築物の建築が、基本的に制限されております。

4つ目は、都市にとって必要な施設の配置・規模などの計画内容に関する情報を広く市民に提示するとともに、行政手続きの透明化を通して、市民の理解と協力を得て円滑な合意形成を図ること。といった意義がございます。

続いて、玉名市における都市計画道路の整備状況についてです。玉名市は昭和26年3月に最初の路線が都市計画決定されて以来、現在20路線、合計延長48.58kmが都市計画道路として決定されております。旧玉名地区に15路線 総延長35.14km。旧岱明地区は、5路線 総延長13.44kmでございます。

現在、青のラインの岱明玉名線（路線延長1.1km）を本年度完了を目指して事業を実施中でございます。

都市計画道路、全20路線の整備状況ですが、整備状況の内訳は、完了路線が8路線、整備中の路線が1路線、これは岱明玉名線です。部分的に整備が完了していた路線が4路線、未着手の路線が、赤で着色している7路線でございます。

表の右側に示してありますとおり、当初の決定より34年～約70年が経過している路線があります。今回の議題にある大野下駅鍋線は、番号が16番で57年が経過している状況です。

なお、玉名市全体の都市計画道路の整備率は、延長ベースでは67.4%となっております。

続きまして玉名都市計画道路の見直しの必要性についてです。

都市計画道路については、社会経済情勢等の変化を明確に捉え、まちづくりの整合性を図りながら整備していく必要がございます。これまでに道路交通網の変化や各地域の基幹道路の整備が決定した等のタイミングで、適宜都市計画道路の見直しを行ってきておりますが、見直す要因といたしましては、次のようなものがございます。

- ①人口構造や市財政といった社会経済構造の変化
- ②既存道路の有効活用や安心安全性が求められるようになったなど、道路に対するニーズの変化
- ③交通網の拡大縮小による将来交通量や道路に関する法制度といった環境の変化
- ④都市計画決定からの年数の経過による必要性の変化
- ⑤都市計画法第54条により長期にわたり建築物の建築を含めた、土地の利用に制限をかけていること

この結果、都市の将来像との整合を図りつつ、機能・役割を考慮した都市計画道路の見直しが必要となります。

次に、議題であります「都市計画道路大野下駅鍋線の廃止について」です。

これまでは都市計画道路の見直しの必要性をお話ししましたが、今回、熊本県により、平成27年～平成29年まで、荒尾・長洲・玉名の広域都市計画道路の見直しが行われ、荒尾市、長洲町、玉名市の関係市町と検討されたところで平成29年3月に業務が完了しています。

これより先は、その見直し結果に基づく、都市計画道路大野下駅鍋線の廃止の方向性について説明をさせていただきます。

近年の経緯をご説明させていただきます。まず、平成17年11月熊本県都市計画道路見直しガイドラインを策定。平成19年度、一部都市計画道路の見直しを実施。平成25年度玉名地域振興局管内を対象に、一体的な見直しを実施。平成26年度有明海沿岸道路Ⅱ期のルート方針が決定。平成27年4月有明海沿岸道路Ⅱ期の都市計画の決定及び関連道路の都市計画変更。平成29年3月玉名地域振興局管内の都市計画道路見直しの方向性を結論付けられました。

この結果に基づき、令和元年11月に住民説明会の実施、計画案の縦覧、熊本県の同意を受け、本日の都市計画審議会に至っております。

この見直しでは、荒尾市、玉名市、長洲町の都市計画道路を対象に、広域的なネットワークとして都市計画決定されたものについて、見直しガイドラインに基づき、様々なパラメーターで評価をしたうえで、存続、区間の変更、もしくは廃止といったかたちで路線ごとに判定を行っております。

玉名市内の路線については、国道501号とJR大野下駅を結ぶ、大野下駅鍋線が廃止と

いう判定となりました。特に総事業費に対し、事業結果の指標となる整備後の将来交通量が、1日あたり1,400台と、必要性を判断する交通量1日あたり4,000台に達せず、設備効果を期待できないことが主な要因でございます。

また、玉名市としても廃止の方向性を定めた理由が、当路線は、昭和37年当時に臨海工業都市発展のための交通輸送を目的とした都市基盤施設として計画された路線ですが、臨海工業都市としての計画の停滞により、交通輸送機能を確保する必要性が低下していることから、平行路線である県道大野下停車場線での機能代替が可能であるため、廃止と結論付けたものでございます。

P14の図は、見直し原案の広域図です。右上に広域の見直し案が示されています。広域図のラインの色と連動していきまして、赤文字が廃止、青文字が構造や車線の変更、緑文字が、新規路線の決定、黒文字が継続となっております。長洲町では、2月に開催された都市計画審議会で、すでにこの案が可決され、熊本県と荒尾市は、今後都市計画審議会を開催される予定となっております。

P15の図は、廃止する大野下駅鍋線の広域図です。国道501号側を起点、大野下駅を終点とする路線となっております。スライド右下には、機能を代替する県道大野下停車場線の起点と終点から撮影した写真を参考に掲載しております。

次の写真（P16）は、航空写真に都市計画道路を示した地図でございます。左上のとおり計画決定が、昭和37年8月1日で未整備のまま57年が経過。延長は1.59kmで、計画幅員が20mの路線となっております。

また、図中に示す県道大野下停車場線を大野下駅鍋線の代替路線として位置付けておりますが、一部区間では車が離合しづらい等、幅員が狭い箇所もございます。

加えて東西に走る県道長洲玉名線との交差点付近は、交差点から南側300mは交差点改良済みですが、一部約20m区間で用地が難航し、未改良です。

信号機については、赤色と黄色の点滅信号であります。今後県に対して、継続的に要望を行っていく所存でございます。

最後となります。今後の変更手続きについてです。

ご覧のとおり、本日の審議会により原案可決後は、熊本県に協議した後、来月には都市計画変更の告示を行い、手続きが完了する予定でございます。

以上をもちまして、今回の都市計画道路の見直し案に関する説明を終了いたします。

会 長 事務局から説明のあった議事案件について、審議を行いたいと思います。ご意見ご質問等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

委 員 大野下駅鍋線というのは廃止で構わないと思うんですが、写真の黄色いラインが代替道路ということになっているんですが、この路線については、非常に狭いと感じております。交差しにくいところがあるという説明もありました。

4年前の熊本地震の時にも津波注意報が出て、現在、岱明の避難所指定はふれあい健康センターと岱明町公民館となっていると思うんですが、皆さんがその道路を使われたときに離合が非常にしにくいと思うんですが、その辺はどのように考えておられるのかを聞きたいんですが。

事務局 都市計画課の中川と申します。この代替路線については県道でありますので、岱明町では現在、大野下西照寺線（産交バスの交差点から南へ下ったところ）の工事をやっていただいております。その大野下西照寺線が、県の要望の優先順位としては1位で要望しています。それが終わればこの大野下停車場線の改良を要望してまいりたいと思います。

委 員 だいたい見通しは何年後ぐらいなんですか。

事務局 おそらく西照寺線の方が、あと3年か4年くらいはかかると思いますので、その後に要望をかけていきたいと思います。また、玉名立花線も今、新幹線駅から下りの方を県の方でやっており、だいたい5年後には終わってきますので、その後には要望をできるかと思います。

会 長 よろしいでしょうか。代替路の整備ということですね。他にはありませんか。

委 員 計画ができてから長年経過していて、最近の状況に合わないということでの路線の見直しだと思いますが、計画ができた時点で、その計画道路に隣接する地権者の人たちは、都市計画道路が近所を通るがために、自分の土地だけど、非常に使い勝手が悪い状況を、長年強いられてきたんじゃないかと思うんです。

ここで「やっぱり計画は無しです。」ということになれば、何だったんだ？という思いを地主さんとしては持たれるのではないかと思います。

公聴会が令和元年の11月21日にあっていますが、その時の住民からの意見や疑問があったら教えてもらいたいということと、計画を変更するにあたって、そういう住民の人たちの意見や要望に対して、解決できることがあれば、教えてください。

会 長 事務局いかがでしょうか。

事務局 ただ今のご質問につきましては、11月21日に住民説明会を行っておりますけれども、交差点が点滅信号でありますので、これを正式な信号にしてほしいとか、大野下駅停車場線は住宅が張り付いて交通量も多いので、仮に都市計画道路を廃止するならば、長洲玉名線との交差点の信号を一般信号に替えるという条件がないと賛成ができないという、あくまでも個人的な意見ということで発言がありました。

また、当初都市計画決定から50年以上経過して、まだ今でも残しておくのはいかなるものか。10年経てば社会情勢も大きく変わる。実現できそうもないものについては、残すのではなく、廃止して現実的にできる路線に絞ってほしい。実現性がないなら住民も興味がない。ただし、事故の多い箇所を解消するような、対策は行ってほしいという交差点の改修についての要望が多かったです。

あとは、廃止路線については、53条、54条の規制がかかっていまして、容易に取り壊せるもの以外は建ててはならないというのがあります。コンクリート造りとか3階建て、地階を有するようなものは、基本的には建築できないということがありました。それについては、この路線では10年で3件ほど申請がありました。

ですから、廃止するにあたっては、そういった建築基準の規制も廃止されます。また、代替路についても交通量としては十分確保できるということで、廃止で見直したいと考えております。

委 員 公聴会の中で、点滅信号の改善とか交差点の改善、それと狭い道路、事故の多いところの改善について要望が出たということなんですけれども、それは改善の方向に向かって動いているんですか。

事務局 現場の状況については、写真と資料を作成しておりますので、毎年のことなんですけど今年度も9月に県単独補助事業の要望がありますので、その時に一緒に要望をかけていきたいと思っております。

会 長 どうもありがとうございました。確認ですけれども、地権者の方からの廃止に対する意見というのはなかったということですか。

事務局 はい。廃止についてはありませんでした。

会 長 わかりました。これも確認ですけれども、53条の建築制限に対する申請が10年間で3件ほどあったということですか。それは木造2階建てのものを建てるという申請ということですか。

事務局 はい。そうです。

会 長 その申請は、受理されているということですか。

事務局 はい。そうです。

会 長 はい。どうもありがとうございました。その他はいかがでしょうか。

委 員 大野下駅鍋線の廃止に対して、経緯のところで、令和元年の11月に住民説明会が開催されているということですが、特に廃止ということですので、その住民説明会をされた時に、皆さんの納得が得られたのか説明してください。

この審議会にかけるにしても、住民説明会で納得されたのかどうか、後々問題にならないようにしておかないといけないと思うので。

一方的に話をされて、それだけで廃止についてわかっていただいたんだというかたちではなくて、ちゃんと賛否をとられて、了解をもらったと証明をするものがあるんですか。

事務局 実は、住民説明会の前に、岱明町区長会の方に10月23日にお話をしまして、岱明町の区長会としては、廃止については「異論なし」でした。

ただ、先ほど説明しました交差点と代替路の拡幅についてやってほしいとのご要望がありました。

それから、令和元年度11月21日の住民説明会については、広報の11月号で周知しております。その中では、先ほど申しましたとおり、交差点と点滅の信号の改修の要望が多くて、特に反対の意見はありませんでした。

委 員 そしたら、関係する地域に対して納得が得られているという判断をしていいわけですね。

事務局 はい。我々は、そう認識しております。

委 員 問題にならないようにしておかないといけないからですね。廃止については、特になかったわけですね。はい。わかりました。

会 長 はい。ありがとうございました。その他はいかがでしょうか。

私の方から確認なんですけど、その点滅を正式な信号に変えてほしいという要望があったことですが、それは、通過交通の量等の基準があるんでしょうか。

それとも要望すればそれが通っていくものなんですか。見通しとしてはいかがですか。

事務局 通過交通量については、私たちも分りかねるところですが、県道ですので、我々も県に要望をかけて、県の方から公安委員会の方に協議をし、周辺の事故の状況等を確認されて、協議が成立すれば一般に信号になるかと思います。

また、交差点から南側の300mの区間につきましては、改良ができていますけれども、交差点からすぐ15m～19mくらいの間には交差点を設ける用地ができていませんで、それができないと、なかなか交差点改修に沿った信号の改修ができないのではないかと、今のところは思います。

会 長 はい。ありがとうございました。一応、そういう要望があがってきているということですので、そのあたりは市としても要望をしていくということですよ。

はい。ありがとうございました。その他にはいかがでしょうか。

それでは、意見も出尽くしたようですので、議第1号「玉名都市計画道路の変更の件」に関して、案のとおり可決することにご意義はありませんか。

委 員 異議なし

会 長 ご異議なしと認め、案のとおり可決するものとし、当審議会として市長へ通知します。活発なご審議、大変ありがとうございました。

それでは、議第1号については終了したいと思います。

本日の議題は議第1号の1件だったのですが、会長として私の方からご提案があります。

それは、冒頭にもありました、新型コロナウイルスの件でございます。

今、感染が拡大しつつある状況にありまして、今後、こういった形で対面で開催ができない可能性もあるわけです。ですが、都市計画審議会は法定のものでして、状況に関わらず、やるべきこと、決めていくべきことは当然出てくるわけです。

玉名市都市計画審議会条例を確認しますと、第11条に「この条例に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるもの」とあります。

つまり、当然、対面でやることは原則にしつつも、新型コロナウイルスの感染拡大が生じた場合に備えて、この審議会を書面による審議が可能となるよう準備する必要があるのではないかということでございます。

これはあくまで、やむを得ない場合への対応でございますので、対面で開催するのが原則となります。書面議決の実施にあたっては、その状況と議題の内容を十分検討して、運用していくというのがもちろん必要ですが、場合によっては、書面の議決をしていくこともありうるということで、皆さんご了承いただきたいと思いますが、この件についてはいかがでしょうか。

あくまでも、やっぱり集まって審議をすべきだということであるか、やむを得ない非常に深刻な場合には、書面もありうるということで一応準備しておくか、ということなんですが、いかがでしょうか。

委 員 その場合、条例の変更はせずに、条例11条の関連で取り扱うということですか。

会 長 そうですね。条例の変更というよりは11条に基づいて、何か規定を決めるということよりも、「会長が審議会に諮って定める」とありますので、ここで皆さんに了承していただければ、運用として、そういった書面によることもありうるということです。

委 員 今までの経験から、例えば違う所でもそういった対応があったのでしょうか。

会 長 そうですね。それは事務局に確か調べていただいたかと思います。

事務局 調べたところ、群馬県等、今回のコロナの対応で、書面議決の対応をされているところもあるようでした。当然、議題の内容や手続きの手順というものの検討も十分必要かと思えますけれども、それが可能となるように、あらかじめ手続きの手順等を定めて準備しておくことが必要ではないかということのご提案になります。

会 長 はい。そういったことでございます。

委 員 はい。緊急避難的措置ということで、よろしいかなと思います。

会 長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。
それでは、今後、書面議決が必要な事案が発生した場合、会長判断で書面議決もありうるということで、ご意義はありませんか。

委 員 異議なし

会 長 ありがとうございます。今後、必要が生じた場合は、書面議決を可能とするということで、事務局におかれましては、書面議決にかかる手続き・方法について、準備をしておいていただくようお願いいたします。
はい。どうもありがとうございました。今日は、大変重要な内容の審議となりました。以上、議題も無事終了したようですので、事務局に進行をお返しします。
どうもありがとうございました。

司 会 柴田会長、大変ありがとうございました。
続きまして、式次第7「報告」といたしまして、事務局より「玉名立地適正化計画について」ご説明いたします。

事務局 都市整備課の安田と申します。私の方から、「玉名市立地適正化計画」について報告をさせていただきます。今回は、報告というよりも「立地適正化計画」がどういったものなのかという概要について説明させていただいた後に、現在、玉名市で進めている内容をご報告いたします。
まず、今回の説明資料なんですけれども、A3版の方は概要資料ということで、目を通していただいて、このA4の資料を使って説明させていただきます。
まず、P2を見ていただければと思います。
概要になります。「立地適正化計画」のイメージ図を指しているんですが、外側に黒枠の太線で書いてありますのが都市計画区域になります。こちらの中に玉名市にはないんですけれども、市街化区域という点線で囲ってあるところがあります。
玉名市は非線引き区域になりますので、イメージとしては、用途地域内をイメージしていただければと思います。
その市街化区域（非線引きであれば用途地域）の中に、青枠で書いてある「居住誘導区域」というものと、さらにその中に赤で囲まれている、例えば、駅周辺でありますとかバスであればバス停、あるいは、医療とか福祉とか商業だとかが集まっているところに、「都市機能誘導区域」というものを設定するようなものが、「立地適正化計画」になります。
立地適正化計画は、都市計画区域内に定めることとなりますので、玉名市でいえば、三ツ川地域、天水・横島には適用されないこととなります。
背景なんですけど、冒頭にもありましたけれども、人口の急激な現象と高齢化に伴いましてこれから増えていきます高齢者や子育て世代の方が安心できる、健康で快適な生活環境を実現していかなければならないわけです。その中で財政面や経済面も当然ながら考慮し、持続可能な都市経営の実現をしなければならない。
その解決の方向性としたしましては、都市全体を見渡しまして、福祉や交通などを含む都市構造全体を見直し、医療、福祉施設、商業施設や居住等がまとまった立地等を目指すということです。高齢者をはじめとする住民の方たちが、公共交通によって、基本的には自家用車を使わず、歩いて生活利便施設等にアクセスできるように、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」というキーワードを打ち出したのが、立地適正化計画になります。

続いて、P3になります。立地適正化計画を作る意義なんですけれども、このまま人口が減少いたしますと、当然、市街地が低密度化してきます。そして、人口減少が都市に与える影響といたしましては、人口減少が起きますと当然、生活関連サービスが縮小していきます。生活関連サービスが縮小していきますと、税収等が低下していったら、インフラの老朽化もますます進んでいきます。

すると、当然、公共交通の撤退・縮小、空き家・空き店舗の増加、地域コミュニティの衰退ということが起きてきます。こういうことが起きてくると、当然ながら生活の利便性も低下しますし、都市の魅力も低下していく。そうなってくると、さらに人口減少を招くという負のスパイラルが起きます。

その負のスパイラルをどう脱却していくかということで「立地適正化計画」を策定いたしまして、人口の密度をある程度維持しながら、都市を持続させていくというかたちになります。

続いて「役割」になります。P4をお願いします。真ん中に居住誘導区域があるんですけれども、立地適正化計画でコンパクトシティを形成しながら、「プラス・ネットワーク」の「ネットワーク」の方を、公共交通の方をお願いしまして、連携を図りながら、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を進めていこうというのが、この立地適正化計画の役割になります。

続いて、P5をお願いします。「立地適正化計画制度の創設」というところですが先程説明があったかと思うんですけれども、玉名市で都市計画マスタープランを、平成26年度に作っているんですけれども、その中でも「集約型都市形成」ということが、目標として掲げられています。目標は記載してあるんですけれども、現状といたしましては、具体的な施策、どういった方向で居住を集約化していくかということは謳っていないわけです。

都市全体の観点で見ますと、居住の機能でありますとか、都市機能の立地、公共交通の充実というのを図っていかねばならない。

都市を形成していく中で、公共施設の再編、国公有財産の最適利用や医療・福祉、中心市街地の活性化、空き家対策の推進というのがあるんですけれども、各分野との連携をとりながら整合性を図りつつ、相乗効果を図って都市問題を解決していかねばなりません。

そこで、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に併せて、居住機能、あるいは都市機能を誘導して、コンパクトシティ形成を進めていくというようなことを、国の方が定めまして、各市町村の方が、今、立地適正化計画を作っているような状況であります。

続きまして、P6になります。「これまでと異なる取組という認識」という項目ですが、これまでは前提としまして、人口増加あるいは成長の拡大というのがありまして、そこで将来の都市像というものがある程度予測が可能だったので、土地利用の規制やインフラの整備をやりながらコントロールをしてきました。

今後は、前提となるのが人口の減少、少子高齢化という予測不可能なもので、中心市街地でいきますと、どこが空き家になっていくかとかいうのがわからない、ランダムになってきます。そのため、量ではなく、質の向上をしていかねばならないとなってきます。

そこで、コントロールでなくて、都市のマネジメントをやっていかねばならないわけです。その都市計画制度のツールとしまして、玉名市にはないんですけれども「調整区域の規定」や都市計画施設の見直し、民間活力を活用した開発等で、少しずつ都市計画制度の中で高度化を図っていかねばいけない部分と併せて、今回、立地適正化計画の中で、各種の都市機能をどういうふうに誘導していくのかということをやっていかねばならないということです。

実際、コンパクトシティというのは、これまで守りの側面でありました。人口減少とか財政事情の悪化等で「コンパクトシティをしなければならぬ」ということではなくて、今後は「攻めの対応」と表現していますけれども、稼ぐ力や、歩いて暮らせることによって、高齢者の健康寿命を延伸したり、賢い土地利用を行うことによって、ある程度の人口密度の維持をしていったら、生産性の向上を図っていかねばならないということになります。

続きまして「効果の例」(P7)ですが、実際に立地適正化制度を作って、どういったコンパクトシティを作っていくのか、どういった効果があるのかというところをお話します。

左側の方は、低密度の集約型市街地にすると、サービスの生産性が向上しますよというものになります。これは、訪問介護事業所が、人口が散らばっていると、一人当たりのサービスの提供量が時間的に限られてくる。それをゆっくり誘導して行って、集約化することによって密が形成されると、一人当たりのサービス提供量が増えていくということになります。

真ん中なんです、「公共交通を利用しやすいまちに」というものです。マイカー利用者は、ある程度目的のことが終わったらすぐ帰ってしまう傾向がありますので、中心市街地を再構し、公共交通機関を中心にすることによって、歩いて移動するようになり、消費が増えてくるということです。

右側が、「高齢者一人ひとりが元気に」とありますが、「地方財政の健全化」、要は運動しない人はする人より年間10万円くらい医療費が高いということで、歩いて暮らせるまちが形成されますと、健康が増進しますので、医療費の削減につながるということになります。

ここからは「立地適正化計画の策定の流れ(P8)」をご説明します。

左側が、立地適正化計画の策定の流れになります。「市町村都市再生協議会」これは任意なんですけれども、玉名市では、都市計画審議会でありますとか、地域公共交通協議会等に、この立地適正化計画についての意見をいただいて、進めていこうと考えております。

続きましてその下が、立地適正化計画の検討になります。検討が終わりまして、立地適正化計画の策定、公表を行い、その内容を都道府県に送付いたします。

この立地適正化計画を使って国の交付金を活用する場合は、国へ計画を提出しまして、事業や施策の実施、計画達成の状況及び評価、市町村都市計画審議会への報告、そして必要に応じて計画を見直していくということになります。

現在、玉名市で行っているのが「立地適正化計画の検討」というところになります。右側に「立地適正化計画の検討の進め方」とありますけれども、黒枠の点線で囲ってある部分を昨年度行っております。

内容を申しますと、1：関連計画や他部局の関係施策等の整理 2：都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出 3：まちづくりの方針の検討 4：目指すべき都市の骨格構造の検討 5：課題解決のための施策・誘導方針の検討

以上の内容を令和元年度に行っております。

今年度は、昨年度実施したことを踏まえまして「居住誘導区域の案」や「都市誘導区域」をどこにするのか等を決めてまいりたいと思っております。その中で、誘導するにあたっての誘導施策、つまり、どういった施策をすれば誘導ができるかというのを考えてまいりたいと思っております。

次年度(R3年度)に、8～9の内容を経て、立地適正化の素案の作成を行いまして、パブコメ、公聴会等での意見聴取、都市計画審議会での意見聴取を行い、それらを素案の方に反映いたしまして、令和4年の3月までには策定をしたいと考えております。公表に関しては、令和4年度の4月1日を目指しております。

続きまして、P9「関連する計画や他部局の関係施策等の整理」について、繰り返しになるんですけれども、地域交通施策との連携ですが、今、地域振興課で公共交通を担当しておりますので、地域振興課と都市局の課で連携を図りながら、どういったかたちで「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を進めることができるかを考えていきたいと思っております。

続きましてP10ですが、庁内検討体制です。都市局だけではなくて、立地適正化計画の中身が多岐にわたりますので、関連部局で年3回程度検討会を行いまして、議論を行っていきいたいと思っております。

先日6月30日に22課33名に集ってもらい、立地適正化計画の話を行いました。今後は、居住誘導区域であるとか、都市誘導区域、あるいはその施策に関して、個別にヒアリングを行いまして計画の案を作っていきたいと思っております。

続いて、参考資料になります（P11）。現在、令和2年の3月31時点で立地適正化計画について、全国で522の都市が取り組みを行っておりまして、326の都市が計画を策定しております。熊本県でいいますと、熊本市、荒尾市、菊池市が計画を策定しており、玉名市と宇城市、合志市、益城町が、現在検討を行っている状況です。

参考資料2（P12）は「都市構造の評価に関するハンドブック」から持ってきているんですけども、なぜ人口密度が必要かといいますと、左側のグラフで人口密度が薄くなっていくにつれて、一人当たりの歳出額（支出する額・行政コスト）が上がっていくのが見て取れると思います。これを何とか人口密度をある程度維持しながら、行政コストを抑えていく必要があるという内容になっております。

もう一つ（参考資料3 P13）が、健康と福祉（人口密度と人口10万人当たりの糖尿病入院患者数の関係）です。こちらの方も、人口密度が薄くなれば薄くなるほど、患者数が増えていく。一概には言えないかもしれませんが、歩いて暮らせるまちづくりができると、健康増進が図れて、医療費がかからない、健康に暮らせるということになります。

とりとめもない説明になりましたけれども、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

司 会 事務局から説明がありました「玉名市立地適正化計画」についてご質問・ご意見等はございませんか。

委 員 どのページを見ましても「人口減少」「少子高齢化」という言葉が載っております。ご存知のとおり、14年前に合併しまして、14年前の旧天水町の人口がそっくり無くなったくらいの人口が減って、むしろそれ以上に減ってますよね。「人口減少」という言葉がどこにでも載っているとおり、何をやるにも、行政が事業するにもそれが基本になると思います。今は令和2年ですが、令和5年、10年、20年に、玉名市の人口がどう推移するのかというようなことを計算した上での内容なのかを説明してください。

事務局 質問にお答えします。A3の資料「報告資料 玉名市立地適正化計画について」をご覧ください。左の中段に「人口」というところがあると思います。

玉名市の人口は、2020年で約66,000人ということになっております。下のグラフを見ますと、「玉名市全体の人口動向」ですが、2015年がH27年センサスベースなんですけれども、実績値で66,600人。そこから右に行きますと推計値で、2040年に玉名市の人口は50,173人。2015年の25%まで減少するような状況になっております。

高齢化率も右肩あがり、約40%くらいになる状況になっております。

今の現状と将来的な人口のベースを分析しまして、今から都市誘導区域でありますとか、居住誘導区域、こういった施策をすれば人口維持が図れるのかということ、今後検討してまいりたいと考えております。

委 員 ありがとうございました。図面を見ればわかるんですけども、この状況からしますと、やはり今後の事業については、非常に綿密に計算していかなければならないと思います。せっかくやった事業が、失敗という言い方が悪いですが、そうならないように、行政の中でしっかりとやってほしいと思います。よろしく願います。

司 会 ありがとうございます。他にはありませんでしょうか。

委 員 先ほどの説明で、庁内検討体制ということで、お話がありました。

ただ、今建設中の県北病院、それから消防本部、これは玉名市の持ち物ではありません。まちを形成するには、そういった防災機関、医療機関は必要不可欠なものです。そこにバスを回していく、道を造る、そういうことも考えていかないといけないんですけど、やはり市だ

けではなく、そういった一部事務組合、関係団体からも意見を聴取をすとか、会議に参加していただくとかがいると思います。

そういうことがないと、病院は病院で場所を決めるとか、消防本部は消防本部で場所を決める、ということになると、市民の生活に不便さが出てくるんじゃないかというふうに私は思っています。なので、そういう関係団体とも調整をしながら、話をしながら作っていかなければならないと思います。

それから今、人吉など県南の方で災害が起きていますけれども、今私たちがいる市役所、それから建設中の県北病院もハザードマップの真ただ中にあります。そういうことも、やっぱりこういう変わってくる気象状況の中においては、加味していかなければならないと思っております。

司 会 ありがとうございます。今の件については、回答は必要ないでしょうか。

委 員 はい。

事務局 少しよろしいでしょうか。先ほどの災害関係、防災関係というのは、非常に大事だと思います。

画面の方を見ていただくと、計画規模の浸水想定区域に2015年の人口でどのくらい住んでいるのかというのを500mメッシュで表しているものです。実際、玉名市でこの色が濃くなっているところが2m～5m未満というふうになっています。

ここがどこかという、JR玉名駅の南側になります。ここは、玉名市が過去、土地区画整理等でまちづくりをしたところになりますので、当然、ここをどう守っていくのか、あるいは居住誘導区域に入れるのか、入れないのかという議論も必要になってきます。

玉名市には防災安全課があり、地域防災計画の方にも関係してきますので、今後連携を図りながら、どういったかたちで垂直避難等のハード対策を含め、対策を図っていくか検討していきたいと思っております。

司 会 ありがとうございます。続いてありませんか。

委 員 今、立地適正化計画で、居住ゾーンということで進められていくというのは、非常に理解できる場所です。しかしながら、先日の大雨の時に、玉名では住む所としては非常に条件の良い、築地のベスト電器さんのあたりまで道路が冠水して、通れなかったということがありました。あれだけの高台で道路の冠水が起ったということをお聞きをしております。

あの辺も以前は田んぼも多くて、もちろん浸透、保水が非常にできていたのだと思いますが、今は非常に住宅が乱立をして、建っているような状況です。

もちろん立地適正化計画を進めていくのも非常に重要だと思いますけれども、今現在、住宅を建てていらっしゃる方々に、浸透柵の設置の義務化であったりとかの事前の対策をしっかりとして、例えば、そこには補助金を出す等の対策をとっていかないといけないと思います。

今までそこで浸透していた雨水が吐き出されて、全部河川に流れ込むと、その河川は処理をしきれなくて、満潮の時などに全体的に道路が冠水してしまうわけです。

そしたら、避難するときに、非常に危ないということにもなります。

そういうところで、現状、家を建てていらっしゃる方々に、早急な手当が必要ではないかと私は考えるんですけども、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

事務局 都市整備課の中尾と申します。浸透柵に関しては、建築確認の事前確認を当課で受付しているんですけども、その中で、各課を確認で回ってもらっていますので、そのチェックリストというのがありますが、そこで「雨水対策・雨水排水先」の項目の中に「雨水浸透柵

設置の有無」という項目を設けております。

また、お願いにはなるんですけれども、「できる限り、宅内で処理をお願いします」という、記載を5年くらい前から行っていますが、現状として、必ず設置しなさいということには、現段階ではしていないということです。

今後はそういうことも必要かなというふうには考えておりますが、浸透柵もメリット・デメリットがありますので、その辺も踏まえて、今後考えていきたいと思っております。

委員

熊本市の例を挙げますと、基本的に義務化で浸透柵設置に補助を出してらっしゃいます。もちろん、熊本市も住宅が密集しており、もちろん立地適正化計画を策定しておられるので、そういう所には、なるべく道路に流れないように浸透を誘導していらっしゃいます。そういうところもしっかり検討していただいて、しっかり対策を進めていただきながら、立地適正化計画を進めていただきたいと思います。

司会

ありがとうございました。他にご意見等ございませんでしょうか。

委員

立地適正化計画ですが、先ほどの説明では計画自体は令和3年度に策定するということがあったと思うんですが、これは例えば何年度までに策定しなさいというような国からの指導があっているんですか。必ず策定しなければならないのですか。

事務局

実際、国の方からは「作りなさい」という義務ではないです。都市計画法の次に都市計画運用指針というのがあるんですが、その中では「作ることができる」という表現になっています。

ただ、ひとつは人口が減少していく中で、玉名市の都市計画として、密をどの程度、集めていくかという玉名市としての指針になります。

立地適正化計画は、市町村マスタープランの高度化版と言われているので、強制的に規制をかけるのではなく、長い時間をかけて誘導していくというような計画になっています。

それと、もうひとつ、国の方から都市局の交付金を出す条件として、「立地適正化計画を作っているか」というような縛りがあります。今後、そういったところに集中的にやる事業に関しては、交付金の嵩上げとかがあり得ます。計画を作っていないと、玉名市の例えば、インフラを造ったり、施設を維持していく時に交付金が得られないという状況に陥っていくことが考えられます。

委員

立地適正化計画というのは、いわゆる不要不急の公共工事に対する国の誘導策かなという感じがするんです。例えば立地適正化計画は、都市計画区域内に計画されるという説明だったですけれども、都市計画区域に天水・横島・三ツ川は入らないわけでしょ。そしたら、合併して疲弊が進んでいるのに、こういったことをやっていけば、ますます周辺部の疲弊、延いては、国土の保全が手薄になるというか、そういうところにどうもつながっていくような気がしてなりません。少ない職員がこういう仕事をしているということ自体が、いかがかなと思います。これは私の意見ですけれども。

事務局

冒頭に説明したとおり、この立地適正化計画は、都市計画区域内にしか設定できませんが、玉名市には都市計画区域外もございます。

そこで、玉名市立地適正化計画を作る中で、岱明は都市計画区域に入っていますけれども、横島、天水、三ツ川に関しては「小さな拠点」というもので対応していこうと思っております。

これは都市サイドとは違う制度になるんですが、都市計画サイドで立地適正化計画を作り、交付金が活用できる場所は立地適正化計画で、「小さな拠点」でカバーできる場所は「小さな拠点」の中で、というかたちで、立地適正化計画だけではなく、他の制度を利用し

ながら、他の拠点の場所に関しても、ある程度維持していくというようなことを考えてはいます。

司 会 ご意見ありがとうございます。他にご意見等ございますでしょうか。

会 長 最後の質問は、とても重要だと思います。立地適正化計画も小さな拠点もツールに過ぎないわけです。玉名市としてどういう市を目指すのか、ということ、全体で考えて、立地適正化やその他のツールなどを活用して、トータルで考えていくべきだと思います。
 庁内の検討体制ができていますので、その中で連携をとっていただいて、トータルとしてはどういうまちを目指すのかということを考えていっていただきたいと思います。

司 会 他にご意見等よろしかったでしょうか。委員の皆様の貴重なご意見をいただき、大変ありがとうございます。今後の計画策定に向けて参考とさせていただきます。
 以上をもちまして、玉名市都市計画審議会を閉会いたします。
 委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席頂きありがとうございます。

